

問題社員への対応と法的留意点

企業には様々な社員がおり、中にはたびたびトラブルを起こすいわゆる問題社員も存在します。問題社員への対応を誤ると、他の社員のモチベーションや作業効率を低下させるだけでなく労働紛争にも発展しかねません。本講座では、様々なタイプの問題社員への対応方法と法的留意点を中心に解説を行います。

開催日時等

日時	2019年9月13日(金) 15:00~17:00
場所	千葉県経営者会館 2階 207 (千葉市中央区千葉港 4-3)
内容	【内容】 1. 問題社員への対策 (1) 能力不足(ローパフォーマー)社員への対応 ア 能力不足(ローパフォーマー)社員の特徴 イ 指導上の留意点 ウ 懲戒・降格処分を行う際の留意点 エ 配置転換、退職勧奨、解雇時の注意点 (2) 職場秩序を乱す社員への対応 ア 指示・命令違反、協調性欠如への対策 イ 人事命令(出向、転籍、転勤)拒否への対策
講師	2. 私生活上の問題行為への対応 (1) 私生活上での犯罪行為 (2) SNS上でのトラブル (3) 副業・兼業でのトラブル 【講師】 弁護士法人リーガルプラス成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之 氏
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者
参加費	会員 無料



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。
(締め切りは、9月6日(金)です。)

○お問合せ先 (一社)千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158

E-Mail: unom@chibakeikyo.jp